

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、定款第29条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であってその名称を問わないものとし、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。
- (6) 特別の役務提供とは、大会又は合宿への参加及びそれに準ずるものと理事会で認められた役務提供をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び特別の役務提供があった役員に対しては、その職務の対価として報酬を支給することができる。

2 役員賞与及び退職金は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の年間報酬総額は300万円（税別）を限度とし、また、特別の役務提供があった役員報酬は1日当たり1万5000円（税別）を限度とし、役員のうち理事の報酬は会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 特別の役務提供があった役員に対する報酬は、都度払いとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨を持って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金及び積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員にはその通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要求するものについては、前もって仮払いするものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

3 この規定の一部を改訂し、平成30年3月17日より施行する。